

三条市建設請負工事成績評定実施要領
の一部改正について（通知）

工事成績評定の改定に伴い、下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

記

1 改正の内容

(1) 工事成績評定表について

- ・ 「工事成績評定表」を「工事成績採点表」に改める。
- ・ 「請負者」を「受注者」に改める。

(2) 評定の方法について

- ・ 「細目別評定点の算出は別記様式第2によるものとする」を追記する。
- ・ 「評定の考査基準については、別紙—1「工事成績評定の考査基準表」、別紙—2「工事施工環境・施工条件による割り増し」及び別紙—3「評定基準」により行うものとする。なお、監査職員は監督員が行った評定について意見を求めることができる。」を
「評定にあたっては、別紙を参考とし、一般監督員は、別紙—1、検査職員は、別紙—2及び別紙—3、並びに一般監督員及び検査職員は、別紙—7「評定基準」により行うものとする。また、別紙—4「記入方法及び留意事項」（土木工事）及び別紙—5「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。なお、検査職員は一般監督員が行った評定について意見を求めることができる。」に改める。
- ・ 「工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を別紙—6により提出できるものとし、提出があった場合は工事の成績評定に当たって適切に反映させるものとする。」を追記する。

(3) 評定の修正について

- ・ 「市長は、第6の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。」を追記する。
- ・ 「市長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。」を追記する。

2 新旧対照表 別紙1のとおり

3 実施要領 別紙2のとおり

4 施行期日 令和6年4月1日